

審 第 2 9 6 5 号
答 申 第 5 5 7 号
令 和 3 年 3 月 3 1 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 庄 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年12月25日付け衛第1125号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第967号

平成30年11月5日付けで審査請求人から提起された、平成30年10月23日付け衛第893号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、船橋市保健所FAX送信票、食品等の苦情処理表及び平成27年9月4日付け船保衛第849号「違反食品（疑い）等について（依頼）」から構成される電磁的記録、平成27年9月8日付け衛第658号「違反食品（疑い）等について（依頼）」が記録された電磁的記録、平成27年9月16日付け市川健福第1154号「違反食品（疑い）等について（回答）」及び平成27年9月25日付け衛第710号「違反食品（疑い）等について（送付）」が記録された電磁的記録について、開示決定等をすべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成30年10月2日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「H27年6月24日船橋市保健所を介し、苦情を申し入れたチーズ異物混入の件。調査内容及びそれに伴い関係行政への申送等全て。」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「違反食品（疑い）等について（依頼）」（以下「本件対象文書1」という。）及び「違反食品（疑い）等について（送付）」（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1及び本件対象文書2と併せて「本件各対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、同月23日付け衛第893号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、同年11月5日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「千葉県知事が行った平成30年10月23日付けの行政文書部分開示処分（衛第893号）を取り消す」との裁決を求める。

この決定を取り消し、改めて調査を求める。

県から船橋市保健所宛 概要書内容記載の送信票が、公開されていない。足りない。

2 審査請求の理由

公開された文書は、誤りがある為 市川市保健所に調査依頼をしているとは言えない。

根拠；(その一) 起案用紙の決裁に職員9名の捺印が押されている。が、間違いに気がついていない。

(1) 平成27年9月16日付違反食品（疑い）等について（回答）

(1) 当該品の商品名、消費期限等、製品を特定できる情報
チーズの数が違っている。

船橋市保健所は4種類（請求人の苦情処理票に記載有）

千葉県を介しての管轄 市川市保健所への調査依頼だった。

市川市保健所の調査結果には、5種類になっている。

千葉県を介して、市川市保健所から調査結果がきている。千葉県を2回も経由している。

(2) (2) 製造又は加工者名称及び所在地

輸入・販売元にすり替わっている。

※市川市保健所が調査していれば、加工者名等は不明。との、回答にはならない。

(3) (3) 本件に関する記録類（記録ノート、製造又は加工者の報告書等）

市川市保健所が調査していれば、記録ノートは確認できなかった。との、回答にはならない。

(4) 3 施設の衛生管理等 (1) ショーケース及び保管庫の温度管理の状況

特に問題はみられなかった。の証拠がない。

陳列の状況を問題にしているのではなく、排気口の衛生状況を問題にしている。

(船橋市保健所 苦情処理票の記載有)

(2) 従業員の手洗い状況

手洗い器の設置の有るか無いかなどを問題にしているのではなく、手洗い器下の排水溝が汚れている。衛生面を問題にしている。

(船橋市保健所 苦情処理票に記載有)

(3) 施設の清掃状況

保管庫内答が整理されているかを、問題にしているのではなく。商品が何パーセント入っているかを問題にしている。

(船橋市保健所 苦情処理票に記載有)

(食品衛生責任者テキスト・講習内容に記載あり)

平成30年10月29日

上記内容を千葉県担当課に質問したところ、以下の回答。

「当時の状況は、わからない。」

船橋からの文書を読んでいますか? 「・・・・」

調べなくても良い根拠が、あったんじゃないですか?

「ちゃんと、文書を読んで、対応していると思われる。」

主張

異動があるのは通常のことである。だから、誰が見てもわかるように記録するのが重要である。

何回話をしても市川市保健所と同様、理解してもらえず。具体例を出して話したが、結局、理解してもらえなかった。調査が出来ない理由があるのなら説明を求める。

千葉県衛生指導課の体質を初めて知った。

前述したとおり、船橋市保健所の依頼文書と市川市保健所の回答に相違があっても職員の一人として気がついていない。このような文書の何が真実なのかわからない。

よって、この決定を取り消し再調査を求める。

以上

3 反論書の要旨

平成30年12月10日付 千葉県衛生指導課 弁明書に対する反論は以下のとおりである。

千葉県衛生指導課及び市川保健所の弁明内容は、判で押したように同じである。不信感を覚える。

1 弁明の趣旨； 下から3行目対象文書が公開されていない、～これを却下することが相当である。

反論； 公文書の公開に足りない文書があれば、公開を求めて当然である。

これを棄却するとする処分庁には疑問を呈する。

調査結果に対して、根拠となる証拠の提示がない以上、改めて調査を求めるのも当然である。

2 却下を求める弁明の理由； 下から2行目このような一定の作為を求めることは、～却下を免れない。

反論； 具体的な根拠を持つての説明を求める。

平成31年1月8日 16時27分 衛生指導課 ○○○○職員にこの件について質問をした。

作為の意味については「改めて調査を求めていること。」との回答。

意見書読んでいますか？と、質問すると、何分でも無言になる。

3 事案の概要； 次頁 苦情を～全文

反論； 審査請求人が提出した、審査請求書 3審査請求の趣旨及び4審査請求の理由を、今一度お読みください。論点に食い違いがある。

情報公開された文書の内容に、誤りがあることに気がついていないことも含めての主張をしている。市川市保健所の回答は、根拠になる証拠がない。にも関わらず調査結果 回答として受理していることが問題で、調査しているとは言い難い。

6 弁明の内容； 全文

反論； 審査請求人の主張する、県から船橋市保健所宛て概要書内容記載の送信票に該当する書類は、存在していなかった。と、あるが。

船橋市保健所から情報公開された文書には、存在している。

千葉県衛生指導課は、存在していなかった。と、主張している。存在していない根拠がここでも主張されていない。保存年限の関係で廃棄したと言うなら納得するが。当然保存年限で廃棄になっていれば、この文書そのものが、公開されるはずがない。

根拠を持たず、公文書を廃棄されたと、思わざるを得ない。

また、送信票がないことについて、以下に長文での主張があるが。公文書を組織として保有しているものとは認められないため。と、あるが。公文書の取り扱いに疑問になる。

請求人の公表されていない、足りないという主張には理由がない。と、あるが。

何をもって、このような主張が出来るのか考えられない。説明を求める。

千葉県衛生指導課は、請求人の主張には理由がない。との主張は出来ない。

保存年限の来ていない公文書を、根拠もなく廃棄しているのだから。

全文に対しての反論； 法第2条・第46条・第3条・第49条の何が、法の許容しない審査請求なのか説明を求める。法の羅列に過ぎず、処分庁の主張には根拠がほとんどしていない。

弁明の段階で、結論と思われる主張をすることは。始めから、この結論ありき。かつ審査会設置そのものの意味を問わざるを得ない。

千葉県衛生指導課としての仕事の内容もはっきりとしない。同じ質問でもあるときは、衛生指導課 ○○○○職員が担当だと言い。ある時は、食品監視課だと言い。ある時は、調整班が担当だと言ってくる。この3課が、どのように関わっているのか。聞いたところ。無言になり。結局、回答は得られなかった。

弁明書からは、その趣旨が明確に示されていない。この趣旨を、行政文書部分開示決定と結び付けているようだが。これについては、請求人の提出している審査請求書の趣旨・4審査請求の理由を今一度、ご参照いただきたい。

以上

追記

平成30年10月29日 千葉県担当課に「市川市保健所は調べてないんですよ。」と、話した所担当課職員に「調べなくてもいい根拠が、あったんじゃないですか。」との回答だった。

第4 実施機関の弁明要旨

1 本件各対象文書の内容

(1) 本件対象文書1は、平成27年9月4日付け船保衛第849号で船橋市保健所衛

生指導課長から千葉県健康福祉部衛生指導課（以下「本件担当課」という。）長宛てに調査依頼があったため、当該調査対象施設を管轄する千葉県市川健康福祉センター（以下「センター」という。）長宛てに調査依頼した文書である。本件対象文書1は、次に掲げる文書から構成されており、その内容は次のとおりである。

ア 起案用紙

同月8日付け衛第658号を起案処理したものである。

イ 違反食品（疑い）等について（依頼）

同月4日付け船保衛第849号で船橋市保健所衛生指導課長から本件担当課長宛てに調査依頼があったため、千葉県健康福祉部長から当該調査対象施設を管轄するセンター長宛てに調査依頼したものである。

ウ 同月4日付け船保衛第849号違反食品（疑い）等について（依頼）

同月4日付け船保衛第849号で船橋市保健所衛生指導課長から本件担当課長宛てに調査を依頼されたものである。

エ 食品等の苦情処理票

同保健所が届出者から届出事項を聞き取りした処理票である。

オ 船橋市保健所FAX送信票

同保健所衛生指導課食品指導係から本件担当課に調査を依頼する旨のFAX送信票である。

(2) 本件対象文書2は、本件対象文書1を受け、センター長から回答があった、違反食品（疑い）等についての調査結果に関し、当該調査を依頼した同保健所長宛てに、当該調査結果を送付した文書である。本件対象文書2は、次に掲げる文書から構成されており、その内容は次のとおりである。

ア 起案用紙

同月25日付け衛第710号の起案処理をしたものである。

イ 違反食品（疑い）等について（送付）

同部長から同保健所長宛てに、同月16日付け市川健福第1154号でセンター長から回答があった調査結果を送付したものである。

ウ 同月16日付け市川健福第1154号違反食品（疑い）等について（回答）

センター長宛ての調査依頼に対して、同月16日付け市川健福第1154号で回答があったものである。

2 処分の理由（部分開示の理由について）

（1）条例第8条第2号該当性について

本件対象文書1記載の「届出者の氏名」は、同保健所に違反食品（疑い）事案を届出した届出者個人に係る情報である。「届出者の氏名」は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報である。また、「届出者の氏名」は、条例第8条第2号ただし書には該当しないものである。

（2）条例第8条第3号該当性について

本件対象文書1記載の「販売店の屋号及び所在地」、「届出事項に記載の事業者の特徴を説明する部分」、「営業所名称及び営業所住所」及び「店舗営業者名」並びに本件対象文書2記載の「商品名」、「店舗営業者名」及び「対象施設の名称」は、当該事業者を特定できる情報であって、公にすることにより県が当該事業者に関する苦情を受け、調査を行ったことが明らかとなる。これによって、当該事業者が法令違反を行ったかのような臆測を消費者に生じさせることにより、当該事業者の社会的信用が低下し、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、本件対象文書1記載の「輸入者名」並びに本件対象文書2記載の「輸入・販売元の名称」及び「所在地及び連絡先（電話番号）」は、取引先情報という当該事業者の経営上の内部管理情報であり、また、当該事業者の特定に至る情報であることから、公にすることにより、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

なお、これらは、同条第3号ただし書には該当しないものである。

3 弁明の内容

審査請求人は、審査請求の趣旨では「1記載の処分を取り消す」との裁決を求める。この決定を取り消し、改めて調査を求める。県から船橋市保健所宛 概要書内容記載の送信票が、公開されていない。足りない。」と、審査請求の理由では「公開された文書は、誤りがある為 市川保健所に調査依頼をしているとは言えない。」などと主張する。

しかしながら、審査請求人が言う決定を取り消し、改めて調査を求めるとの請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の許容しない審査請求であるから、審査請求人の改めて調査を求めるという主張には理由がない。

また、審査請求人が言う本件決定を取り消すとの裁決を求めるとの請求については、

上記2で開示しない理由を説明しており、同条第2号又は第3号に該当していることから、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の本件決定を取り消すとの裁決を求めるといふ主張には理由がない。

さらに、本件請求を受け本件対象文書1及び本件対象文書2の2件の行政文書を特定する際、組織共用文書として保有するものの中に、審査請求人が主張する、県から同保健所宛て概要書内容記載の送信票に該当する書類は、存在していなかった。

実施機関は、平成30年11月5日付けの審査請求を受け改めて県から同保健所宛て概要書内容記載の送信票について探索をしたが、県から同保健所宛て概要書内容記載の送信票について存在を確認できなかった。

そうすると、実施機関においては、県から同保健所宛て概要書内容記載の送信票を組織として保有しているものとは認められないため、審査請求人の公表されていない、足りないという主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各対象文書について

本件対象文書1は、平成27年9月4日付け船保衛第849号で船橋市保健所衛生指導課長から本件担当課長に調査の依頼があったことを受け、当該調査の対象となる施設を管轄するセンター長に調査を依頼したことに係る決裁文書であり、起案用紙(その一)、伺い文が記載された起案用紙(その二)、同月8日付け衛第658号の案文である違反食品(疑い)等について(依頼)、違反食品(疑い)等について(依頼)(同月4日付け船保衛第849号)、食品等の苦情処理票及び船橋市保健所FAX送信票から構成されている。

本件対象文書2は、本件対象文書1を受けセンター長から回答があった、当該調査の結果に関し、調査を依頼した同保健所長に、当該結果を送付したことに係る決裁文書であり、起案用紙(その一)、伺い文が記載された起案用紙(その二)、同月25日付け衛第710号の案文である違反食品(疑い)等について(送付)及び違反食品(疑い)等について(回答)(同月16日付け市川健福第1154号)から構成されている。

2 本件決定について

実施機関は、本件対象文書1に記載された情報のうち、届出者の氏名を条例第8条第2号に該当するとして、販売店の屋号及び所在地、届出事項に記載された事業者の特徴を説明する部分、営業所名称、営業所住所、輸入者の名称並びに店舗における営業者の名称を同条第3号に該当するとして、それぞれ不開示としている。

また、実施機関は、本件対象文書2に記載された情報のうち、商品名、輸入・販売元の名称、所在地及び連絡先である電話番号並びに店舗における営業者及び対象となる施設の名称を同号に該当するとして、それぞれ不開示としている。

これに対して、審査請求人は、本件決定の取消しを求めていることから、実施機関が行った本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

(1) 本件対象文書1について

ア 届出者の氏名について

届出者の氏名は、同保健所に苦情の届出を行った個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、当該氏名は、同条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

イ 本件営業者に係る情報について

販売店の屋号及び所在地、届出事項に記載された事業者の特徴を説明する部分、営業所名称、営業所住所並びに店舗における営業者の名称は、営業を営む法人（以下「本件営業者」という。）を特定できる情報であって、開示することにより、実施機関が本件営業者に関する苦情を受け、調査を行ったことが明らかとなる。

ところで、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第63条は、「都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく処分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。」と規定し、実施機関は、同法又は同法に基づく処分に違反して処分を受けた者又は書面による行政指導を受けた者の名称等を公表しているところである。

本事案について実施機関に確認したところ、本件営業者が公表された事案ではないとのことであった。

この点、当該公表が行われていない事案においてこれらの情報が公的機関の情報として解説抜きに具体的な苦情の内容とともに公開されると、これらの情報と

具体的な苦情の内容が結びついて理解され、本件営業者について苦情の申出があったとの文書に記載された情報の客観的な意味の内容を超えて、違法、不当な事業活動を本件営業者が行っていると誤解され、公的機関の認定した客観的な事実に基づく情報と誤解されて取り扱われるおそれがあると認められる。

そうすると、これらの情報が公開されると、苦情の内容の真偽にかかわらず、本件営業者の社会的評価の低下を招くことになり、本件営業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、条例第8条第3号イに該当し、また、同号ただし書に該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

ウ 輸入者の名称について

輸入者の名称は、上記イと同様、当該情報が公開されると、苦情の内容の真偽にかかわらず、輸入業者が扱った商品に問題があるとの誤解を生じかねず、当該商品を扱った輸入業者（以下「本件輸入業者」という。）の社会的評価の低下を招くことになり、法人である本件輸入業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、同号イに該当し、また、同号ただし書に該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件対象文書2について

ア 商品名について

商品名は、上記（1）イと同様、当該情報が公開されると、苦情内容の真偽にかかわらず、本件輸入業者が扱った当該商品に問題があるとの誤解を生じかねず、当該商品名から本件輸入業者が容易に判明し得ることから、本件輸入業者の社会的評価の低下を招くことになり、法人である本件輸入業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、同号イに該当し、また、同号ただし書に該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

イ 輸入・販売元の名称、所在地及び連絡先である電話番号について

輸入・販売元の名称、所在地及び連絡先である電話番号は、上記（1）イと同様、これらの情報が公開されると、苦情の内容の真偽にかかわらず、本件輸入業者が扱った商品に問題があるとの誤解を生じかねず、当該商品を扱った本件輸入

業者の社会的評価の低下を招くことになり、法人である本件輸入業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、同号イに該当し、また、同号ただし書に該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

ウ 店舗における営業者及び対象となる施設の名称について

店舗における営業者及び対象となる施設の名称は、本件営業者を特定できる情報であって、開示することにより、実施機関が本件営業者に関する苦情を受け、調査を行ったことが明らかとなる。

そうすると、上記（１）イと同様、これらの情報が公開されると、苦情の内容の真偽にかかわらず、本件営業者の社会的評価の低下を招くことになり、本件営業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、同号イに該当し、また、同号ただし書に該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

3 本件各対象文書以外の本件請求に係る対象文書の特定について

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、本件請求に係る対象文書として、「船橋市保健所宛 概要書内容記載の送信票」が不足している旨主張しており、また、反論書において、船橋市から開示された「船橋市保健所宛 概要書内容記載の送信票」とする資料を添付している。

そこで、実施機関が、本件各対象文書以外の本件請求に係る対象文書を保有しているかを次のとおり検討する。

- (2) 当審査会が確認したところ、本件各対象文書に係る業務が行われた経緯は次のとおりである。

ア 業務の一般的な流れについて

食品に関する苦情の処理は、原則として苦情を受け付けた保健所が行うことになるが、苦情の対象となった食品を販売等していた施設が、苦情を受け付けた保健所の管轄ではない地域に位置する場合、苦情を受け付けた保健所から当該施設を管轄する保健所に苦情の処理を依頼する。そして、苦情の処理を実施した保健所は、その処理の結果を苦情を受け付けた保健所に回答する。その後、苦情を受け付けた保健所が苦情の届出人に回答することとなっている。

イ 本事案について

(ア) 本事案では、苦情の届出は船橋市保健所に行われているが、当該施設が同保健所の管轄する地域ではなく、本件担当課の管轄する地域に位置するものであったことから、同保健所が本件担当課にファクシミリ装置を使用して調査を依頼した。

その後、本件担当課は、実際に調査を行うセンターに調査を行った上で回答するよう電子メール（以下「本件電子メール1」という。）で依頼した。

(イ) センターは、当該施設に調査を行い、その結果を本件担当課に電子メール（以下「本件電子メール2」という。）で回答した。

本件担当課は、苦情の届出が行われた同保健所に、事前に調査の結果が記録された電磁的記録を添付し、文書を別途発送する旨を伝える電子メール（以下「本件電子メール3」という。）を送信した上で、当該文書を送付した。

(3) 本件電子メール1から本件電子メール3まで及びそれらに添付された電磁的記録が、本件請求に係る対象文書に該当するかどうかの判断に当たっては、作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況を総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなり、それら自体が、条例第2条第2項に規定する「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録」「であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当するかどうかの判断を行うこととなる。

(4) 本件各対象文書に係る業務が行われた経緯を踏まえると、本事案において「組織的に用いる」ものとして本件各対象文書以外の本件請求に係る対象文書と考えられるものは、本件電子メール1から本件電子メール3まで及びそれらに添付された、調査の依頼、結果等が記録された電磁的記録であると想定される。

(5) 再探索の結果について

ア そこで、当審査会が実施機関に再度探索を求めたところ、本件電子メール1から本件電子メール3までについては、反論書に添付の資料も含めて、その存在を確認することはできなかったとのことであった。

イ 一方、本件担当課のホストコンピュータで管理されているサーバの共有部分に、本件電子メール1から本件電子メール3までに添付されたものと同じの内容のものと考えられる、次に掲げる電磁的記録（以下「本件電磁的記録」という。）が確認されたとのことであった。

(ア) 船橋市保健所FAX送信票、食品等の苦情処理票及び平成27年9月4日付け船保衛第849号「違反食品(疑い)等について(依頼)」から構成される電磁的記録

(イ) 同月8日付け衛第658号「違反食品(疑い)等について(依頼)」が記録された電磁的記録

(ウ) 同月16日付け市川健福第1154号「違反食品(疑い)等について(回答)」が記録された電磁的記録

(エ) 同月25日付け衛第710号「違反食品(疑い)等について(送付)」が記録された電磁的記録

(6) 本件電子メール1から本件電子メール3までについて

ア 本件電子メール1から本件電子メール3までの取扱いについて、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、受信した職員が本件請求以前に異動しており、異動時に削除したものと考えられるとのことであった。

イ 実施機関の電子メールに関する現行の取扱いに鑑みると、本件電子メール1から本件電子メール3までを異動時に削除したものと考えられるとの説明に不自然な点は認められず、また、これを否定するに足りる特段の事情も認められず、実施機関が本件電子メール1から本件電子メール3までを対象文書として特定しなかったことは、結果として是認せざるを得ない。

(7) 本件電磁的記録について

本件電磁的記録を添付した本件電子メール1から本件電子メール3までが、県の機関、他の地方公共団体に送信されたと考えられること及び本件電磁的記録が、本件担当課における複数の職員が利用することが可能である当該サーバの共有部分で保有されていたことが認められた。

このような本件電子メール1から本件電子メール3まで及び本件電磁的記録の利用、保存等の状況に照らすと、本件電磁的記録は「組織的に用いる」ものに該当すると考えられる。

したがって、本件電磁的記録は、同条本文に規定する行政文書に該当すると認められる。

また、本件電磁的記録は、上記第2 2の「調査内容及びそれに伴い関係行政への申送等」に含まれるものと考えられ、本件請求に係る対象文書に該当するものと

認められる。

4 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

5 結論

よって、実施機関は、本件電磁的記録について、開示決定等をすべきである。実施機関のその余の決定は、妥当である。

6 附言

実施機関の保有する行政文書の管理に関し必要な事項を定める千葉県行政文書管理規則（平成13年千葉県規則第30号）は、行政文書に電磁的記録を含めており、保存期間等を規定しているが、同規則上電磁的記録の管理に関する規定は必ずしも具体的とは言えない。

条例第29条第1項では、実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとされているところ、本事案においては、受送信されたはずの電子メールが適切に管理されていないなど、それらの管理について不備がみられた。

したがって、電磁的記録の適切な管理のための規則等の整備が望まれるところではあるが、そのような規則等がない場合においても、行政文書の適正な管理は情報公開制度の根幹をなすものであることから、実施機関にあつては、今後適正な対応に努められたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年12月25日	諮問書の受付
平成31年 1月18日	反論書の写しの受付
令和 元年 5月14日	口頭意見陳述に係る記録の写しの受付
令和 元年10月30日	審議
令和 元年11月27日	審議
令和 元年12月18日	審議
令和 2年 1月29日	審議
令和 2年 2月26日	審議
令和 2年 3月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
伊藤 義文	弁護士	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)